

政府関係機関の地方移転にかかる経緯

年月	中央省庁、研究・研修機関等の移転にかかる事項
平成26年12月27日	○まち・ひと・しごと創生総合戦略に政府機関の地方移転を位置づけ
平成27年3月～8月	○道府県から提案募集
平成27年8月～12月	○第1回～第3回 政府関係機関移転に関する有識者会議
平成28年3月3日	○第4回 政府関係機関移転に関する有識者会議
平成28年3月22日	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">「政府関係機関移転基本方針」決定</div> 文化庁の全面的な移転 地方移転対象の研究機関・研修機関等（23機関・50件）を決定
平成28年9月1日	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」決定</div> 中央省庁7機関の地方移転にかかる今後の取組を決定
平成29年4月1日	○文化庁の京都への先行移転（「地域文化創生本部」を開設）
平成29年4月11日	○研究機関・研修機関等の年次プラン公表
平成29年7月24日	○消費者庁が徳島に「消費者行政新未来創造オフィス」を開設
平成29年10月23日	○政府関係機関移転に関する有識者会議（第1回）
平成30年4月1日	○総務省統計局が和歌山に「統計データ利活用センター」を開設
平成30年8月7日	○第5回文化庁移転協議会において、文化庁の本格移転に向けた「新・文化庁における文化政策の展開と本格移転先庁舎の整備について」を決定（第5回以前の文化庁移転協議会の開催は平成28年4月、8月、12月及び平成29年7月）
平成30年11月2日	○政府関係機関移転に関する有識者会議（第2回）
令和元年6月21日	○まち・ひと・しごと創生基本方針2019において、以下を決定。 ・消費者庁徳島オフィスの規模の拡大等を見据え2020年度に新たな恒常的拠点を発足させる調整を行う ・政府関係機関の地方移転の取組の総括的評価を2023年度中に行う  ○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に政府機関の地方移転を引き続き実施することを位置づけ